

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に支給された賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額について、申立期間①は36万9,000円、申立期間②及び③は37万円、申立期間④は36万9,000円、申立期間⑤は37万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑥及び⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間について、標準賞与額32万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間に係る標準賞与額を32万5,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間⑧のうち、平成18年9月1日から19年2月1日までの期間及び同年3月1日から20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事後訂正の結果、38万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る当該標準賞与額並びに申立期間⑧のうち、平成18年9月1日から19年2月1日までの期間及び同年3月1日から20年4月1日までの期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成16年12月20日
② 平成17年8月8日
③ 平成17年12月26日
④ 平成18年8月17日
⑤ 平成18年12月26日
⑥ 平成19年9月5日
⑦ 平成19年12月25日
⑧ 平成18年9月1日から20年4月1日まで

日本年金機構からの通知によると、私がA社に勤務していた期間のうち申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額の記録が確認できない上、申立期間⑧に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与よりも低い額となっていることが分かった。

申立期間①、②、③、④及び⑤においては37万円、申立期間⑥及び⑦においては33万3,000円の賞与が支給され、申立期間⑧においては、標準報酬月額38万円に相当する給与を支給されていたので、私の標準賞与額と標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないこと及び標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額（標準賞与額）又は申立人の報酬月額（賞与額）に基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿により確認できる賞与額並びに当該資料、所得証明書及び申立人と取引関係にあった金融機関から提出された普通預金取引明細表により推認される保険料控除額から、申立期間①は36万9,000円、申立期間②及び③は37万円、申立期間④は36万9,000円、申立期間⑤は37万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑥及び⑦に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、当該期間を32万5,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間⑧のうち、平成18年9月1日から19年2月1日までの期間及び同年3月1日から20年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は、当初、28万円と記録

されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の23年2月10日（申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）の写しから、事業主による届出日は平成23年2月4日）に当該標準報酬月額を38万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の額（38万円）ではなく、当初記録されていた額（28万円）とされている。

しかし、所得証明書、A社から提出された所得税源泉徴収簿、申立人から提出された給与支払額等のメモ及び給与支払明細により確認又は推認される給与額及び保険料控除額から、申立人は、当該期間において、標準報酬月額38万円に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間⑧のうち、平成19年2月1日から同年3月1日までの期間については、前述の給与支払明細により確認できる当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る保険料を納付していないことを認めている上、申立期間⑥及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届並びに申立期間⑧に係る同報酬月額算定基礎届（訂正）の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る賞与支払届及び報酬月額算定基礎届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額並びに申立期間⑧のうち、平成18年9月1日から19年2月1日までの期間及び同年3月1日から20年4月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から平成 3 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から平成 3 年 8 月まで

私は、昭和 61 年 5 月にそれまで勤めていた会社を辞め、独自に会社を設立することにした際、国民年金の加入手続を行い、以来、私と妻の国民年金保険料を欠かさず納付してきた。しかし、ねんきん定期便によれば、妻の方は納付済みとなっているのに、私の分は、61 年 5 月から平成 3 年 8 月までの国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

国民年金保険料の納付を示す源泉徴収票は税務署に提出しており、過去の預金通帳も処分してしまい、納付したことを示す証拠はないが、申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年5月に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前に払い出された記号番号の国民年金被保険者資格取得日（20歳到達による資格取得日）、並びにオンライン記録上、確認できる平成3年9月から5年3月までの期間に係る申立人の国民年金保険料の納付書作成日（平成5年9月13日）及び当該国民年金保険料の納付日（平成5年10月19日）から、申立人の国民年金の加入手続は同年8月から9月初旬頃までの間に行われたものと推認され、その時点においては、申立期間の大部分の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親が管理していたとしているところ、申立人名義の銀行の預金口座に係る昭和61年4月

から平成5年10月までの取引履歴によれば、i) 昭和61年9月29日に4万2,600円の、ii) 61年10月24日に10万4200円の、iii) 62年4月24日に18万6,660円の、iv) 63年4月27日に9万1700円の、v) 平成元年4月24日に9万3,680円の、vi) 2年4月9日に9万8,370円の、vii) 5年10月19日に30万5,400円の払戻額が確認できるが、i)、ii)、iv)、v)及びvi)については全ての金額が、iii)については18万6,660円のうち8万6,660円が、オンライン記録で確認できる申立人の妻の昭和60年2月から61年10月までの国民年金保険料額及び昭和62年度から平成2年度までの各年度の1年前納分の国民年金保険料額にそれぞれ一致している上、かつ、それらの払戻日は、オンライン記録の申立人の妻の国民年金保険料納付日と同日又は前日となっており、申立人の妻は、自身の国民年金保険料について、「申立人の父が管理し納付していた。」としていることから、これらi)からvi)までの払戻しは、申立人の妻の国民年金保険料の納付に充てられたものと考えられる。

さらに、前述のvii)平成5年10月19日の30万5,400円の払戻しは、納付日時点において、申立人の時効にかからない3年9月から6年3月までの国民年金保険料額に一致していることが確認できるものの、前述の申立人名義の預金通帳には、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載は見受けられなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の管理を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間当時の事情を聴取できない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年8月までの期間、58年7月から同年11月までの期間、平成3年8月から同年11月までの期間及び4年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年8月まで
② 昭和58年7月から同年11月まで
③ 平成3年8月から同年11月まで
④ 平成4年11月

私は、年金は、25年以上納めないともらえないことを知っており、年金に関する手続は必ず行うように親にも言われていたので、会社を退職する都度、役所に出向き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うが、私の年金記録を確認すると、15か月間の未納期間があることが分かった。

申立期間は、いずれも加入手続を行い、国民年金保険料を納付していると思うので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された記号番号の国民年金被保険者資格取得日（20歳到達による資格取得日）及び申立人が所持している年金手帳の国民年金記号番号欄の下に「平成2年8月7日発行」の記載があることから、平成2年8月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、その時点においては、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できなかった期間であり、申立期間①及び②当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間②の直後に申立人が勤務していた事業所が保管している

「昭和 58 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」において、申立期間②に見合う社会保険料控除額の記載がないことから、申立期間②の国民年金保険料については、納付していなかったと推認される。

一方、申立期間③及び④については、オンライン記録によれば、申立期間③、④及び平成 6 年 9 月から 7 年 4 月までの期間に係る国民年金被保険者記録が、8 年 6 月 10 日に追加登録処理されている上、申立人が所持している国民年金の「納付書・領収証書」によれば、同年 6 月 17 日に納付書が発行され、同年 6 月 21 日にその時点で時効にかからない 6 年 9 月から 7 年 4 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間③及び④当時は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の所持している「平成 3 年分の所得税の確定申告書（控）」の社会保険料控除額が 17 万 3,114 円と記載されているところ、当該金額は、オンライン記録から推定される平成 3 年中に納付した健康保険料（任意継続の保険料を含む。）、厚生年金保険料、雇用保険料及び国民年金保険料（平成 3 年 1 月から同年 3 月までの分）の合算額に、申立人が納付したとする申立期間③の国民年金保険料を加えた金額と相違しており、申立期間③の国民年金保険料を同年中に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、「私は、会社を退職する都度、役所に出向き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」としているところ、申立期間③、④及び平成 6 年 9 月から 7 年 4 月までの期間は、それぞれの期間の前に勤務していた事業所を退職後に健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる上、申立人は、6 年 9 月から 7 年 4 月までの健康保険料（任意継続分）を前納していることから、申立人は、健康保険（任意継続）の加入手続と国民年金の加入手続を誤認している可能性も考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から44年2月23日まで
年金事務所から送られてきた通知によると、申立期間については、A社を退職した後の昭和45年7月24日に脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類に添付した厚生年金保険被保険者証に「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認でき、申立期間に係る脱退手当金が支給されたものと認められる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を確認したことを意味する表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月2日から38年11月30日まで
年金事務所から送られてきた通知によると、申立期間については、A社を退職した後の昭和39年4月9日に脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給された直後の昭和39年4月26日から40年2月26日までの期間において、別の事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該期間における厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とは別の記号番号で管理されていることから、申立人が脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人には、申立期間以前にも脱退手当金を支給された記録があるところ、申立人は、当該脱退手当金の受給については不明であるため申立てはしないとしているものの、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）において、当該脱退手当金に係る支給記録が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無く、当該脱退手当金が支給されたことがうかがえることから、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不

自然さうかがえないほか、申立人に聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月24日から63年10月1日まで
厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額となっているので、適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の雇用保険被保険者離職証明書によると、少なくとも申立期間のうち昭和63年3月1日から同年8月31日までの期間において、申立人が受け取っていた給与月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(22万円)よりも高い額であったことが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る社会保険被保険者台帳によると、昭和62年9月24日の届出標準報酬額は「225,000」(円)、年金等級は「220千」(円)、63年10月の届出標準報酬額は「324,990」(円)、年金等級は「320千」(円)であることが確認できる。ところが、当該年金等級として記載されている標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、当該事業所は、「申立人の入社時の基本給については、当社規定の給与表により年齢や経験等を考慮して、入社時の日給を9,000円と決め、25日を掛けた金額22万5,000円と設定したものと思われる。これには、残業手当や夜勤手当等は含まれていない。また、申立期間に係る標準報酬月額の届出については、入社時の報酬月額を22万5,000円として行った。」としているほか、オンライン記録上、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取

得していることが確認できる複数の者の資格取得時の標準報酬月額を見ても、申立人のみが特に低い額であるという状況は見当たらない。

また、A社は、「厚生年金保険料の控除額については、当時の資料は無いが、支給額ではなく、届け出た報酬月額に基づいて決定された標準報酬月額に見合う保険料額を控除していた。」としている上、申立期間当時、当該事業所において経理を担当していたとする者も同様の回答をしているほか、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録を見ても、申立期間に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から37年11月1日まで
② 昭和37年11月1日から40年9月16日まで

年金事務所で申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、脱退手当金を受給したことになっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金が支給決定された時期には妊娠中毒症であったので、脱退手当金を受け取りに行くはずが無く、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②のそれぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額については、計算上の誤りは無く、支給決定日についても、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和40年12月3日となっているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人は、「脱退手当金が支給決定された時期には、妊娠中毒症であったので、脱退手当金を受け取りに行くはずが無い。」としているが、脱退手当金の支給方法を踏まえると、当該主張のみをもって申立期間に係る脱退手当金を受給できなかったものとはいえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から30年3月10日まで

私は、昭和25年1月、結婚のためA社を一旦は退職した。その後、欠員が出たため再度勤務してほしいとの会社側の要望により、26年11月から当該事業所で勤務したが、人員整理により30年3月に退職した。

社会保険庁（当時）の記録では、私の2回目に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたことになっており納得できない。勤務期間はそう長くはなかったので、退職金をもらったという記憶も無ければ、脱退手当金について支給されたという記憶も全く無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）には、申立期間に係る脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ昭和35年3月30日付けで回答していることが確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給決定を行ったことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日（昭和35年4月14日）当時は、公的年金制度の通算年金制度創設前であり、原則20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったところ、申立人には、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無いことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえない。

なお、申立期間の前に確認できる申立期間と同一の事業所であり、かつ、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録上、脱退手当金の支給記録が登録されていない被保険者期間となっているものの、前述の台帳には、当該被保険者期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されており、記載内容に誤りは無く、当該被保険者資格喪失後、約8か月後に支給決定されているなど、脱退手当金支給決定当時の事務処理及び支給内容に不自然な点は見受けられないことから、当該被保険者期間は、オンライン記録への切替時において、何らかの原因で脱退手当金の支給記録が登録されなかったものとするのが妥当である。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。